

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所に配属され、ドライバーとして就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、大型自動二輪車にて通勤する途中、交差点を直進する際、対向する右折自動車と衝突し負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。同日、請求人は、D救命救急センターに救急搬送され「頸部捻挫、頸髄損傷、左前胸部打撲傷、左手関節部打撲傷、両踵部打撲傷、恥骨打撲傷、背部打撲傷」と診断され入院加療し、同年〇月〇日、E病院に転医し「頸髄不全損傷」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認めたが、請求人には同一部位に既に障害等級第14級に該当する障害があり、加重障害に該当するとして、給付額については労災則第14条第5項の規定により障害等級第9級に应ずる額から障害等級第14級に应ずる額を差し引いた額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人には「頸髄不全損傷」に基づく四肢麻痺等の障害が残存している旨主張しているので、以下検討する。

(2) 監督署長は、F医師作成の障害補償給付請求書裏面の診断書及び各意見書等、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書、H医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書を踏まえ、請求人に残存する症状は、臨床上、頸髄不全損傷に由来し、決定書に説示する認定基準のせき髄の障害における判断要件「神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当程度に制限されるもの」に該当すると判断しているところ、確かに、上記各医師の意見によれば、請求人の症状について「頸髄不全損傷」によるものと所見しているが、いずれの医師も、画像診断上、同傷病の所見を認めていない。

(3) 上記認定基準によると、せき髄の障害に関し、麻痺の範囲及びその程度については、身体的所見及びMR I、CT等によって裏付けることのできる必要とされているところ、当審査会において、改めて、平成〇年〇月〇日及び同月〇日撮影の請求人のMR I画像を読影し精査したが、画像上せき髄の損傷を確認することはできなかった。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害は、せき髄の障害とは認められないものと判断せざるを得ない。

この点、請求代理人は、主張書面において、請求人の上下肢共に、腱反射の亢進と足クローヌスが確認されていることが頸髄不全損傷の裏付けとなっている旨主張するが、同所見はせき髄損傷に特異的なものではないことから、このことをもって直ちに請求人に頸髄の損傷が認められるとは言えず、画像上明らかな損傷が確認できない以上、請求人に残存する障害を、上記認定基準に規定するせき髄の障害として評価することはできない。

(4) 以上を踏まえると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件通勤災害による請求人に残存する障害は、左股関節部の機能障害（障害等級第12級の7）及び両上下肢それぞれの神経障害（障害等級第12級の12）を併合し、障害等級第11級に該当すると思料するところ、請求人には既存障害として左下肢に障害等級第14級の9に該当する障害が認められることから、労災則第14条第5項の加重の場合の規定により、請求人に残存する障害の程度は、本件通勤災害による障害等級第11級から既存障害第14級を差し引いたものと判断する。

3 以上のとおりであるから、当審査会としても、本件通勤災害により請求人に残存する障害を障害等級第9級に該当するとした監督署長の判断は適正を欠いていると言わざるを得ないが、当審査会において不利益変更はできないことに鑑みると、監督署長が請求人に対してした障害等級第9級に应ずる額から障害等級第14級に应ずる額を差し引いた額を支給する旨の処分は、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。